

盛土等を伴う造成

切土

盛土

盛土等を伴う農地転用

令和8年4月1日から盛土規制法が青森県全域で
運用開始されます

盛土等を行う際は 許可又は届出が必要になります

残土処分場

森林伐採後の盛土等

無許可、不法投棄等への注意

不審な盛土を見かけたらご連絡をお願いします。
なお、許可や届出がされている盛土については
次の方法で確認できます。

1

県又は市が
許可地をHPで
公表しています



2

工事主が
周辺住民に
事前周知を
しています



3

工事現場に
看板(標識)が
掲示されます



申請手続きについて

県ホームページに、許可や届出が必要となる条件や
必要書類等を解説した「許可申請の手引き」を掲載
していますので、そちらを参考に手続きしてください。



県盛土規制法
ホームページ

青森県 盛土



注意

**無許可で盛土を行うなど
悪質な場合は罰則の対象になります**

●最大で拘禁3年以下・罰金1,000万円以下 ●法人に対しては最大3億円以下

お問い合わせ先

青森県 都市計画課
☎017-734-9871

※青森市・八戸市については、各市へ
それ以外の市町村は県が窓口となります

青森市 建築指導課 ☎017-752-8295
八戸市 建築指導課 ☎0178-43-9136